平成２８年（フ）第７９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目367番地３、従前の住所石川県小松市蓑輪町ヌ５番地１
債務者　河原　琢也
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　　とも
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６７号
埼玉県上尾市大字上1125番地３　サンピアＫＡＴＯＨ204
債務者　古立　真一
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目54番地３　ファミール東大宮Ａ101、旧住所さいたま市見沼区東大宮３丁目２番地65
債務者　佐々木　翼
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
埼玉県行田市大字長野4777番地
債務者　岡安　一郎
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０７号
埼玉県所沢市緑町４丁目８番17―301号　ヴィラ大沼
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８５号
石川県野々市市扇が丘30番14号　ドエル・ビリジャン101号、従前の住所金沢市西泉３丁目102番地
債務者　長田　一兵
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６７号
京都市山科区川田山田15番地の72
債務者　宮川装飾こと　宮川　敬一
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅡ　10―13号
債務者　松本　勝利
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７７号
宮崎市祇園４丁目52番地２　オレンジハイツ202号
債務者　薬師寺鈴子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３４号
函館市深堀町12番４号
債務者　山道　愛美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４７号
函館市堀川町13番４号
債務者　増井　一郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
函館市古川町264番地１
債務者　辻口　範世
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１５号
大阪市西淀川区柏里３丁目17番　柏里住宅４棟405号、住民票上の住所大阪市淀川区田川３丁目４番15―308号
債務者　緒方　達也
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４７号
大阪市住吉区苅田９丁目７番４―205号
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８０号
大阪府高槻市浦堂３丁目１番16号
債務者　井上　俊夫
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１１号
大阪府茨木市新郡山２丁目６番507号
債務者　髙橋真由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部